2021年3月31日

保護者の皆様へ

施設長

令和２年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第１４条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された１人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

令和２年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格（１人あたり）　（給付対象期間　令和２年４月～令和３年３月）

認定区分		年齢区分	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
教育認定子ども（1号認定子ども）		満3歳児	203,370	203,370	203,370	203,370	203,370	203,370	203,370	203,370	203,370	203,370	202,830	211,380
		3歳児	203,370	203,370	203,370	203,370	203,370	203,370	203,370	203,370	203,370	203,370	202,830	211,380
		4歳以上児	186,960	186,960	186,960	186,960	186,960	186,960	186,960	186,960	186,960	186,960	186,500	195,050
保育認定子ども（2･3号認定子ども）	標準時間	0歳児	200,900	200,820	200,730	200,700	200,620	200,580	200,550	200,550	200,580	200,550	197,700	209,730
	短時間		195,300	195,220	195,130	195,100	195,020	194,980	194,950	194,950	194,980	194,950	192,350	204,380
	標準時間	1･2歳児	119,810	119,730	119,640	119,610	119,530	119,490	119,460	119,460	119,490	119,460	117,750	129,780
	短時間		114,210	114,130	114,040	114,010	113,930	113,890	113,860	113,860	113,890	113,860	112,400	124,430
	標準時間	3歳児	73,760	73,680	73,590	73,560	73,480	73,440	73,410	73,410	73,440	73,410	72,630	84,660
	短時間		68,350	68,270	68,180	68,150	68,070	68,030	68,000	68,000	68,030	68,000	67,090	79,120
	標準時間	4歳以上児	57,860	57,780	57,690	57,660	57,580	57,540	57,510	57,510	57,540	57,510	56,910	68,940
	短時間		52,450	52,370	52,280	52,250	52,170	52,130	52,100	52,100	52,130	52,100	51,370	63,400

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
1号認定子ども	4,500	4,050	4,500	4,500	4,270	4,500	4,500	4,270	3,820	4,270	4,050	4,500
2号認定子ども	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500